

令和元年10月4日(金)  
国土交通省関東地方整備局  
総務部

記者発表資料

指名停止措置について

関東地方整備局は、株式会社熊谷組（所在地 山梨県南巨摩郡身延町）に対して、指名停止措置を行いました。  
詳細は別紙のとおりです。

発表記者クラブ

埼玉県政記者クラブ  
竹芝記者クラブ

横浜海事記者クラブ  
神奈川建設記者会

問い合わせ先

○総務部契約課長

アセ マサノ

鮎瀬 正和（内線2511）

総務部契約管理官

ウチノ トシキ

内竹 敏秋（内線5880）

○総務部契約課建設専門官

ヤナギ ルミコ

柳 留美子（内線2517）

さいたま市中央区新都心2-1

電話048-601-3151（代）

横浜市中区北仲通5-57

電話045-211-7412（代）

○は本件の主務課です

## 指名停止措置の概要

### 1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者	住所
株式会社熊谷組	山梨県南巨摩郡身延町常葉818

### 2. 指名停止措置期間

令和元年10月4日から令和元年11月14日まで（6週間）

### 3. 指名停止措置対象区域：関東地方整備局管内

### 4. 事実概要

当該業者は、山梨県及び身延町が発注した3件の工事において、建設業法第24条の7第1項に定める施工体制台帳に添付する下請契約書の写しを、請負代金の額を偽って作成しそれぞれの発注者へ提出した。このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、建設業許可部局である山梨県知事から令和元年8月1日に監督処分（営業停止10日間）を受けた。

### 5. 指名停止措置理由

有資格業者である当該業者が、建設業許可部局である山梨県知事から建設業法違反による監督処分を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表第2第13号（建設業法違反行為）に該当する。

#### <指名停止等の措置要領別表第2第13号>

措置要件	期間
（建設業法違反行為） 13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内